

## 第7回 信託の目的について

回答：一般社団法人家族信託普及協会

監修：司法書士 宮田 浩志

一般社団法人家族信託普及協会には、全国の専門家（約1,700名）の会員から様々なご質問が日々寄せられます。「制度のこと」、「お客様への提案方法」、「信託組成に伴う諸手続き」などのご質問に対し、事務局が専門家に確認しながら回答しております。

本連載では、それらのご質問の中から普遍性が高いものを、回答例とともにご紹介します。今回は「信託の目的」についてです。

Q1

信託契約書の「信託目的」の中に、「将来発生する相続税の削減のため」という文言を入れることには、問題がありますか？ 実際、受託者には相続税対策も含めた資産の管理処分権限を持たせるつもりです。

**A1** 信託目的に「相続税の圧縮」「相続税の削減」「相続税納税資金の確保」という表現を用いている契約書が出回っていますが、極めて問題があると考えています。

筋論でいうと、これらはすべて相続人たる子世代に対する利益誘導であり、信託受益者たる親世代の利益にはつながらないからです。これは前回の「信託を使って暦年贈与ができるか」で触れた視点と同じです。

しかし最近は、「家族信託を使って相続税の節税ができる」という内容の専門家によるセミナーもあるようですが、節税ばかりを前面に出すのは好ましくないと考えております。

家族信託を利用して財産の管理処分の権限を受託者に託し、受託者がその役割

を担う中で、“結果として”節税に役立つことがあるかもしれませんが、それはあくまで「副産物」であり、「目的」としてしまうと根本がおかしくなります。

確かに、相当数のお客様から「相続税対策がしたい」という要望を受けます。特に不動産資産に比べて現金資産が少ない方や、評価が高い未上場株をお持ちの中小事業主にとって、相続税対策は重要問題です。

よって、そうしたお客様に対しては相続税対策の視点は必ず必要です。しかしだからといって、信託契約書の目的の中に「相続税の削減」という文言を入れることはお勧めできません。

家族信託の目的は、信託財産に対して受託者が持つべき理念や取るべき行動の指針になるものです。そしてその対象は必ず「受益者の利益」に結び付かなければならないのが原則であると心得ておいていただきたいと思います。

Q2

「委託者〇〇は、受託者□□に対し、自らの持つ第●条に定める信託財産に対し、第●条に定める管理処分の権限を付与することを目的として本信託契約を締結する」という表現は問題ないでしょうか？

**A2** 受託者に財産の管理処分などの権限を与えることは「手段」であって「目的」ではありません。よって「管理処分の権限を与えることを目的」とする旨の信託契約書をみると、この信託組成にかかわる専門家は、このお客様家族のニーズや想いをきちんと把握できているのかと心配になります。書籍に掲載されているひな型契約書にも、こういう文例が記載されているものがありますのでご注意ください。

委託者が、受託者に財産管理の権限を与えて「何を実現したいのか」という内容が「信託目的」です。

信託契約書とはとどのつまり、委託者が信託契約に込めた願いや希望を実現するための様々な仕組みやルールが記載されたものです。

極端に言えば、委託者（受益者）が「得たい願い」を実現するためには、場合によっては受託者に与えた権限を変更したり、はく奪することすらあり得るのですから、それ自体を目的とすることは論理的にもおかしいことになります。

### ●契約書例1

「本契約は、受託者による資産の適正な管理・運用・保全・活用を通じて、受益者の生活・介護・療養・納税等に必要な資金を確保及び給付し、受益者の健康状態に左右されない安心安全かつ平穏無事な老後生活を実現することを目的として信託するものである」

### ●契約書例2

「本契約は、受託者による信託財産の管理・処分及び議決権の適切な行使により、□□株式会社の株主総会における適正な決議の成立（予算・決算の承認及び役員選任等）などを通じて経営の安定化を図ると共に、円満円滑な事業承継の実現を目的とする。」

※一般社団法人家族信託普及協会では、家族信託の組成に携わる専門家の方々のサポートを行っております。協会へのお問合せやご質問は、

#### ●協会正会員の方

⇒会員ページ内の「問合せ相談」フォームよりお問い合わせください。

#### ●協会会員でない方

⇒協会ホームページの「お問合せ」よりお問い合わせください。

※ご質問いただいてから回答までは1週間程度のお時間をいただきます。

※協会にお問合せをいただきましたも、個別具体的なお相談に関して回答はできません。よってこの場合は一般論の範囲での回答とさせていただきます。（コーディネーター、専門士サポートサービスは除く）